

研究ノート

ダイナミックなリスク管理の会計 —— リスク管理活動の財務諸表における表現 ——

山 内 高 太 郎

はじめに

2008年の世界的な金融危機の発生の一因として、市場参加者の不安の増加や信頼関係の崩壊により金融市場が異常な状態となり、市場から導かれる数値によって行動を決定している市場参加者が効率的な行動をとれなくなったことがあげられる。

こうした状況を再び作り出さないようにするために、市場参加者が不安とならない情報開示の充実や金融市場に大きな影響をもつ金融機関のリスク管理方法の改善が必要であると考えられた。

国際会計基準審議会（以下、IASB）は、金融市場の基礎となる数値を決定する上で重要な役割を果たす金融商品会計基準を公表していることから、金融危機以降の対応の中で金融商品会計基準の改訂を早急にすすめることをもとめられた。この改訂プロジェクトの中で、銀行における金利リスク管理がオープン・ポートフォリオでダイナミックに行われているという実態を現行の会計基準では誠実に表現できていないという問題が取りあげられたが、その後のIASBの審議において、この問題は金融商品会計基準改訂プロジェクトとは別プロジェクトとされ、ディスカッション・ペーパーの公表により検討を進めることが決定された。

本稿は、こうした経緯により2014年4月に公表されたディスカッション・

ペーパー「ダイナミックなリスク管理の会計：マクロ・ヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を取り上げ、その中で提案されている新しいアプローチであるポートフォリオ再評価アプローチと現在の会計基準で認められているヘッジ会計との違いを明らかにすることで、IASBがディスカッション・ペーパーを公表した意図や問題点について考察したものである。

1. IASB ディスカッション・ペーパー「ダイナミックなリスク管理の会計：マクロ・ヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」の公表の経緯と目的

IASBは、2014年4月、ディスカッション・ペーパー「ダイナミックなリスク管理の会計：マクロ・ヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(*Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging*) (以下、DP) を公表した。

DPの議論は、当初、2008年の金融危機対応として取り組まれた金融商品会計基準改訂プロジェクト(国際会計基準(以下、IAS)第39号を国際財務報告基準(以下、IFRS)第9号におきかえるプロジェクト)のフェーズ3「ヘッジ会計」の中で行われていたものであり、銀行におけるリスク管理、とくにオープン・ポートフォリオを基礎としダイナミックに管理されている場合についてとりあげたものであった。ここでの論点は、銀行のダイナミックなリスク管理(マクロ・ヘッジ)に対しIAS第39号のヘッジ会計を適用することが困難であるということやIAS第39号のヘッジ会計の適用が金利リスクに限定されていることにあった¹。

2012年5月のIASB会議において、IFRS第9号の完成を急ぐ必要があるという理由からこの問題は、IAS第39号の改訂プロジェクトから切り離され別プロジェクトとされた²。この切り離されたプロジェクトは、将来的にIAS第39号パラグラフAG114からAG132の規定をおきかえるものとなることとされている³。

今回公表されたDPは、実体のダイナミックなリスク管理活動の会計のために可能な(possible)アプローチであるポートフォリオ再評価アプローチ(the

portfolio revaluation approach) (以下、PRA) の要点と IASB の予備的見解を述べたものであり⁴、PRA を金融商品項目および非金融商品項目から生じるリスクがダイナミックに管理されている場合に適用することを意図するものである⁵。また、会計をダイナミックなリスク管理にあわせる (aligns) アプローチを用いることは実体がさらされているリスクと管理方法について財務諸表利用者に提供する情報が改善される一方で、会計における重要な変更 (significant change) となるため、IASB はこのアプローチの適用範囲、適用の選択 (強か任意か)、コストとベネフィットといったことが問題になるとしている⁶。

IASB は DP の公表によって、財務諸表利用者にとって PRA が提供する情報は有用であるのか、また作成者にとって PRA はダイナミックなリスク管理の見通し (perspective) を誠実に表現するものであるのか、さらに PRA の適用による運用面での影響 (operational effects) を理解したいと考えており⁷、26の質問項目をあげコメントを求めている。

2. IASB ディスカッション・ペーパー「ダイナミックなリスク管理の会計：マクロ・ヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」の概要

DP は、オープン・ポートフォリオ⁸を基礎としダイナミックに行われている銀行の金利リスク管理において、IAS 第39号で認められているヘッジ会計を適用することが困難であることや IAS 第39号に従って会計処理をした場合であっても、オープン・ポートフォリオをクローズド・ポートフォリオにすることが強いられることになるという問題をとりあげたものである⁹。この問題について DP では、「金融機関は、しばしばオープン・ポートフォリオにもとづいてダイナミック (dynamically) に金利リスクの管理を行っている。例えば、ローン・ポートフォリオがスタティック (static) であることはほとんどない¹⁰」としたうえで、IAS 第39号におけるヘッジ会計 (公正価値ヘッジ、またはキャッシュ・フロー・ヘッジ) は主にスタティックなエクスポージャーのために設計されていることから、ダイナミックな金利リスク管理のシナリオを財務諸表に

誠実に反映できないとしている¹¹。つまり、DPでは実務で行われているリスク管理と会計処理が異なる観点から行われているために、エクスポージャーの測定、認識がリスク管理と異なる方法で行われ、リスク管理の結果と異なるボラティリティが損益に生じる場合があることを問題としている¹²。

こうした状況に対応するためにDPでは、オープン・ポートフォリオにもとづくダイナミックなリスク管理を財務諸表に誠実に反映するための新たなアプローチとしてPRAを提案している。

(1) IAS第39号におけるポートフォリオにもとづく金利リスクのヘッジ

IAS第39号では、主に銀行で行われているポートフォリオにもとづくリスク管理活動を財務諸表に反映できるように、金融資産または金融負債のポートフォリオにもとづく金利リスクについて公正価値ヘッジを用いることを認めている¹³。

ポートフォリオにもとづく金利リスクに公正価値ヘッジを適用する場合、IAS第39号は次の手続きに従うことを要件としている¹⁴。

- (a) 金利リスクのヘッジ対象のポートフォリオを識別する。
- (b) ポートフォリオを予想される金利改定日にもとづき金利改定期間に割り振る (analyse)。
- (c) (b)にもとづきヘッジしたい金額を決定し、その金額と等しい資産または負債の金額 (純額ではない) をヘッジ対象として指定する。
- (d) ヘッジしようとする金利リスクを指定する。
- (e) 各金利改定期間に1つまたは複数のヘッジ手段を指定する。
- (f) ヘッジの有効性を評価する。
- (g) (d)に起因する(c)の公正価値の変動を(b)で決定した予想される金利改定日にもとづいて測定する。実体の文書化された有効性評価方法を用いて評価を行い、ヘッジの有効性が高い (highly effective) 場合は、ヘッジ対象の公正価値変動を利得または損失として損益に認識するとともに89Aに従って2つの科目のうちの1つとして財政状態計算書に認識する。
- (h) ヘッジ手段の公正価値変動を測定し、利得または損失として損益に認識し、ヘッジ手段の公正価値を財政状態計算書に認識する。
- (i) 非有効部分は、(g)と(h)の差額として損益に認識する。

このように IAS 第39号では、純額によるヘッジはできず、ヘッジ対象に対して1つまたは複数のヘッジ手段を指定する必要がある。ヘッジの有効性を評価した後ヘッジの有効性が高い場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動は利得または損失として損益において認識されることになる。

この規定について DP では、ダイナミックなリスク管理のいくつかの側面に対応しているとしつつも、金利リスクに限定されていること、実務上の適用が困難なこと、リスク管理活動に関する有用な情報を財務諸表で提供するものではないという指摘がなされている¹⁵。

(2) ポートフォリオ再評価アプローチ (PRA) の導入

① PRA の特徴

DP では、PRA の目的を「財務諸表の利用者に、利益の源泉 (profit source) と対応するリスク (corresponding risk) から実体の業績を理解できるようにすることによって、財務諸表における実体のダイナミックなリスク管理活動の誠実な表現 (faithful representation) を提供することである¹⁶」としている。

PRA は、「管理されるネット・オープン・リスク・ポジションをダイナミックに管理されているリスクの変動のみ再評価をする¹⁷」というように、管理されるポートフォリオの変動した部分のみ再評価を行う。その一方でヘッジとして用いられたデリバティブは、IAS 第39号と IFRS 第9号に従い公正価値で測定される¹⁸。管理されるポートフォリオの再評価から生じた利得または損失とヘッジに用いられたデリバティブの公正価値との差額は損益において認識される¹⁹。

PRA の特徴は、ポートフォリオの管理されているエクスポージャーの再測定に公正価値を用いないことから、完全な公正価値モデル (full fair value model) ではないことや²⁰、ヘッジに用いられたデリバティブはヘッジ指定をする必要がないということにある²¹。

さらに DP では、PRA がダイナミックなリスク管理活動の誠実な表現をもたらすために、表示および開示の代替案が提案されている。

② IFRS 第9号におけるヘッジ会計とPRAの比較

DPの paragraph 1.36から1.53では、例示によりIFRS第9号を適用した場合とPRAを適用した場合を比較している。ここではその説明に従って、両者の違いについて明らかにする。

設例1²²

次のようなエクスポージャーを保有している実体ある。固定金利エクスポージャーは同一の満期期間帯 (maturity time band) の中で生じるものとする。

20X0年1月1日

資産	CU	負債	CU
固定金利ローン	150	固定金利負債	100
変動金利ローン	150	変動金利負債	200
ネット・オープン・リスク・ポジション			
固定レシブ (変動ペイ)	50		
IRS (金利スワップ)			
		固定ペイ (変動レシブ)	50

20X1年1月1日

資産	CU	負債	CU
固定金利ローン	150	固定金利負債	90
新規の固定金利ローン	20		
変動金利ローン	130	変動金利負債	210
ネット・オープン・リスク・ポジション			
固定レシブ (変動ペイ)	80		
IRS (金利スワップ)			
既存の IRS		固定ペイ (変動レシブ)	50
必要とされる新規の IRS		固定ペイ (変動レシブ)	30

(a) IFRS 第9号を適用する場合 (公正価値ヘッジ指定の場合)

IFRS 第9号の公正価値ヘッジを適用し、20X0年1月1日におけるヘッジ手段 (IRS) はCU150の固定金利ローンの33.3%のリスクをヘッジするためのものとして指定したとする²³。

20X0年1月1日現在の公正価値ヘッジの指定	
ヘッジ対象	CU150の固定金利ローン・ポートフォリオの33.3%
ヘッジ手段	CU50の IRS

20X0年12月31日に新たに固定金利のエクスポージャーがCU20加えられ、固定金利負債のうちCU10が期限前に解約された。この結果、リスク・ポジションがCU80に増加した。実体は、リスク・ポジションの全額をヘッジすることとし、新たにCU30の金利スワップをヘッジ手段として用いる。実体は、次のような指定を考慮することができる²⁴。

- (i) 当初の固定金利ローン CU150の20%
- (ii) 当初の固定金利ローン CU150の6.7%と新規の固定金利ローン CU20の100%

このように、IFRS 第9号ではヘッジ手段がヘッジ対象のどの部分のリスクをヘッジしているか明確にする必要がある。上記の(i)の場合、リスクはすべて当初の固定金利ローンから生じると考えられ、新規の固定金利ローンからはリスクが生じないこととなる（リスクが低い）一方で、(ii)の考え方では新規固定金利ローンは100%ヘッジが行われていることからリスクが高いものとして考えられることになる。

しかし、オープン・ポートフォリオにおけるリスク管理とこうした考え方は必ずしも一致するものではなく、(i)または(ii)の指定を行う必要性は、公正価値ヘッジ会計を適用するということから生じている。また、当初の固定金利ローンと新規の固定金利ローンの金利が異なっていた場合、対応関係がより複雑なものとなる。

DPでは、IFRS 第9号を適用における問題点として、オープン・ポートフォリオ内の同一のエクスポージャーの異なる部分に異なる会計処理や測定が要求されることやヘッジの指定がリスク管理と完全に一致していないことから、財務諸表で表されるヘッジの有効、非有効部分の測定値が常に経済の表現 (representative of the economics) となるとは限らないことをあげている²⁵。

(b) IFRS 第9号を適用する場合(マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ指定の場合)

IFRS 第9号を設例1に適用する代案として、キャッシュ・フロー・ヘッジの適用をあげている。キャッシュ・フロー・ヘッジを適用するために、CU50の変動金利負債をヘッジ対象として指定する。また、CU50からCU80に増加したリスク・ポジションをヘッジするために変動金利負債CU30をヘッジ対象として指定することが必要となる²⁶。この場合も、公正価値ヘッジを適用した場合と同じく経済実態を表すものとなるとは限らない。

20X0年1月1日現在のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジの指定	
ヘッジ対象	CU50の変動金利負債*
ヘッジ手段	CU50のIRS

※ キャッシュ・フロー・ヘッジ指定の要件を満たすためには、変動金利負債は、少なくともIRSの満期に対応する期間について可能性が非常に高くなければならない。

(c) PRAを適用する場合

PRAでは、ローンと負債が管理されるポートフォリオに含まれ、対応する金利リスク・ポジションを反映してCU50の固定ペイIRSがリスク管理商品(the risk management instrument)とされる。したがって、管理されるリスクの変動である固定金利ローンと負債から生じるネット・オープン・リスク・ポジションの再評価は、IRSの公正価値の変動と相殺(offset)されて提供される²⁷。

20X0年12月31日に、既存の固定金利ローン(CU150)と残りの固定金利負債(CU90)からなるネット・オープン・リスク・ポジションは、金利変動の影響について再評価され、当初の固定ペイのIRS(CU50)は公正価値で測定されることとなる。以前に認識された固定金利負債(CU10)についての再評価調整(revaluation adjustment)は、損益に戻し入れされる(reversed)。このことは、銀行がアンダー・ヘッジ・ポジションをとっていたことを反映することになるとしている²⁸。

このようにPRAでは、管理されるポートフォリオ(この場合、固定金利ローンと固定金利負債)の金利リスクの変動についてのみ純額で再評価されたものとリスク管理商品であるIRSを損益を通じて公正価値で測定したものの差額

が損益で認識されることになる。

その後、固定金利ローン (CU20) と固定ペイの IRS (CU30) も対応する金利リスク・ポジションを捕捉する (capturing) PRA に含まれることになる²⁹。

(d) IFRS 第9号におけるヘッジ会計と PRA の相違

(a)から(c)でみてきたように IFRS 第9号におけるヘッジ会計と PRA では、ヘッジ手段 (PRA ではリスク管理商品) の測定、認識については同じ会計処理となっているが、リスク状況の変化、つまりデリバティブ等を用いたことでの程度リスクを回避できたのかを表す会計処理が異なっている。

IFRS 第9号では、ヘッジ会計を適用するためにローンまたは負債のいずれかをヘッジ対象として指定しヘッジ手段と相殺することでリスク・ヘッジの結果が損益に認識される。他方、設例1に PRA を適用した場合では、管理されているポートフォリオに含まれるローンと負債の金利変動についてのみ再評価を行い、ローンと負債の再評価の差額とリスク管理商品の公正価値が相殺されることとなる。このように、PRA ではヘッジ対象とヘッジ手段という対応関係がなく、管理されているリスクの再評価は純額で損益に反映されることとなる。また、管理されていないリスク (この場合、金利リスク以外の信用リスク等) については IFRS 第9号が適用されることとなる。

(3) PRA による管理されるリスクの再評価

PRA では、管理されているポートフォリオに含まれる管理されるリスクの変化について再評価が行われる。DP のパラグラフ2.2.3では、年間の固定金利4.5%の5年ローン CU1,000 (償却原価の総額) を保有している場合を例にあげ、市場金利が4.25%に下落した場合の再評価調整は、割引キャッシュ・フロー法により次のように計算されるとしている³⁰。このことは、管理されるエクスポージャーが公正価値で測定されていないことを表しており、銀行におけるリスク管理と整合的であり、現在のヘッジ会計の要件よりも負荷がほとんどない (less burdensome) と考えられている³¹。

$$CU45 \times (1.0425)^{-1} + CU45 \times (1.0425)^{-2} + CU45 \times (1.0425)^{-3} + CU45 \times (1.0425)^{-4} + CU1,045 \times (1.0425)^{-5} - CU1,000 = CU11$$

(4) PRA の適用範囲の問題

DP では、PRA の適用範囲について①すべての管理されるポートフォリオに適用する（ダイナミックなリスク管理に焦点をあてたもの）、②ヘッジを通じてリスク軽減（mitigation）を行った状況だけに適用する（リスクの軽減に焦点をあてたもの）という2つの提案を行っており、ダイナミックなリスク管理をより誠実に表現するという目的と合致するか、またどのように合致させるのかについて検討がなされている³²。

① すべての管理されるポートフォリオに適用する場合

この考え方は、銀行を例とすると、銀行勘定全体から生じる金利リスクをダイナミックに管理している場合にはPRAの適用範囲を銀行勘定全体とするというものであり、この方法はネット・オープン・リスク・ポジションの完全な写像（complete picture）を提供するものとなる³³。また、この考え方をを用いることは、銀行のリスク管理と整合的となるという³⁴。

財務諸表では、管理されるポートフォリオにヘッジされていないものが含まれる場合、リスク管理商品による相殺効果がないため、経済的なポジションと整合的に損益にボラティリティが生じる可能性があるとしている³⁵。この損益に生じるボラティリティは、財務諸表がリスク管理活動についての重要な情報を提供できていないという見解をもつ人々に対しては、損益が経済的ポジションと一致して（consistent）ボラティリティを生じるためリスク活動全体を理解できるという利点がある一方で、実際のヘッジ活動に焦点をあてる人々に対しては有用な情報を提供しない可能性があり、金利リスクをダイナミックに管理している実体とそうでない実体の損益の比較を困難にするという³⁶。また、コストがベネフィットを上回る可能性があることも指摘されている³⁷。

② ヘッジを通じてリスク軽減を行った状況だけに適用する場合

この考え方は、ダイナミックなリスク管理におけるリスクの識別、リスクの割り当て (analysis)、ヘッジを通じたリスクの軽減という3つの要素すべてを行っている場合のみダイナミックなリスク管理を捕捉するというものである³⁸。DPでは、(a)サブポートフォリオ・アプローチ (sub-portfolio approach) と (b)比例アプローチ (proportional approach) という2つのアプローチが提案されている。

(a) サブポートフォリオ・アプローチ

このアプローチは、PRAの適用範囲をダイナミックに管理されているサブポートフォリオのうちリスク軽減またはヘッジ活動が行われたものに限定するというものである³⁹。

(b) 比例アプローチ

このアプローチは、ヘッジされるポジションがダイナミックに管理されているポートフォリオの比例部分として決定されるものである⁴⁰。

これらの考え方の問題として、ヘッジ部分の識別が困難であるため、ダイナミックなリスク管理を誠実に表現するものではなく、アーティフィシカルな表現⁴¹となってしまう懸念があげられている⁴²。

③ ①と②の適用範囲の違いと意味

DPでは、銀行が3つの固定金利ローンのサブポートフォリオ (A1, A2, A3) を有しており、すべてをダイナミックに管理している場合を例に①と②の適用範囲の違いについて説明をしている⁴³。

設例2

A1からA3のそれぞれのネット・オープン・リスク・ポジションはCU20であり、すべて変動金利の預金で資金をえている。A1とA2について固定ペイ (変動レシーブ) のIRS (各CU20のY1とY2) によってヘッジを行い、A1とY1, A2とY2

が対応するものとする。ただし、A3についてはヘッジしないことを決定した。

設例2において、①PRAをすべての管理されるポートフォリオに適用する場合には、A1、A2、A3、Y1、Y2はすべてPRAを用いて会計処理することとなり、②ヘッジを通じてリスク軽減を行った状況だけに適用する場合には、A1、A2にPRAを適用する(サブポートフォリオ・アプローチ)か、ポートフォリオ全体の66.6%に適用する(比例アプローチ)のいずれかとなる。結果として、①ではすべてのポートフォリオが再評価され、②ではA3または全体の33.3%は再評価されないこととなる。

PRAの適用範囲の問題は、財務諸表の利用者、作成者、IASBという3者の考え方の違いが反映されている。財務諸表の利用者にとっては、必要とする情報の違いから①または②の選択が行われることとなる。その一方で、作成者としては損益のボラティリティを選好するかどうかによって①または②の選択が行われると考えられる。そして、会計基準の作成者であるIASBは、PRAを適用している企業と適用していない企業の比較可能性の問題やダイナミックなリスク管理を行っているかどうかにより経済的なポジションと異なった表現がなされてしまう可能性のある①と作成者の判断により経済的なポジションをアーティフィシャルに表現されてしまう可能性がある②の選択を行うこととなる。このように3者の考え方は異なるものの、問題の焦点は誠実な表現と損益のボラティリティにあるといえる。

(5) 表示と開示

① 表示

DPでは、PRAが適用される管理されるポートフォリオのエクスポージャーは、IFRS第9号に従って財政状態計算書に認識されるとし、PRAにより再評価された差額(再評価調整)の表示については3つの代案を示している⁴⁴。3つの代案は、科目ごとのグロスアップ(line-by-line gross up)、調整の総計(aggregate adjustment)、単一の純額科目(single net line item)というものであり、総額表示とするか純額表示とするかの違いがある。

また、包括利益計算書における再評価調整の表示方法については2つの代案が示されており、これらは、PRAによる再評価調整とリスク管理商品の公正価値との差額を損益科目とわけて表示することを提案している⁴⁵。

これらの代案についてIASBが重視しているのは、このセクションの質問18からもわかるようにダイナミックなリスク管理活動のよりよい表現となる表示はどのようなものかということであり、情報の有用性と実務における実行可能性を考慮することが条件となっている。

質問18 表示の代案

- (a) 財政状態計算書において、あなたはどの表示の代案を選好するか、それはなぜか。
- (b) 包括利益計算書において、あなたはどの表示の代案を選好するか、それはなぜか。
- (c) あなたがダイナミックなリスク管理活動のよりよい表現となると考える財政状態計算書、および、または包括利益計算書における代替的な表示の提示してください。なぜあなたは、この表示を選好するのか、情報の有用性および運用面での実行可能性を考慮して説明してください。

また、IASBはダイナミックなリスク管理活動のよりよい表現となる表示について、表示方法のちがいが情報の有用性に与える影響に着目する一方で、銀行で行われているリスク管理との整合性、つまり実務の手続きとの整合性や実務で考慮されているが会計基準では認識されないエクスポージャーの影響を含めて損益で表示することを考えている。このことは、パイプライン取引やエクイティー・モデル・ブックをPRAに含めるべきかという議論として提示されている⁴⁶。

② 開示

DPでは、(a)エクスポージャー内のリスクの識別を含むダイナミックなリスク管理のための目的と方針についての質的な情報、(b)ネット・オープン・リスク・ポジションとそれがPRAの適用に与える影響についての質的、量的情報、(c)PRAの適用、(d)ダイナミックなリスク管理が現在及び将来の実体の業績に与える影響についての質的、量的な情報という4つについて開示をもとめ、これらが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するものであるか、また作成

者の商業上の機密保持 (commercial sensitivities) から問題が生じないかという視点から検討が行われている。

また、開示の範囲について企業間の比較可能性の観点から PRA の適用範囲に限定せず、ダイナミックに管理されるリスクに対する実体のすべてのエクスポージャーとする提案を行っている。

3. PRAの問題点とDP公表の意味

DP は、銀行における金利リスク管理を例にあげ、実体のダイナミックなリスク管理を財務諸表で表すための新しいアプローチである PRA を提案している。この提案の理由として、現行の会計基準におけるヘッジ会計をダイナミックなリスク管理に適用するためには、リスク管理を会計基準の要件と整合的になるようヘッジの指定をする必要があることや「今日、ヘッジ会計はダイナミックなリスク管理そのものを表すためではなく、損益のボラティリティに対処するためにしばしば用いられるので、それは、すべてのダイナミックなリスク管理ではなくいくつかを反映するだけであるかもしれない⁴⁷」というように、現在認められているヘッジ会計は、ダイナミックなリスク管理を財務諸表に表すために用いられておらず、ダイナミックなリスク管理の有用な情報を提供できていないことをあげている。

DP における PRA の提案は、こうした問題に対する解決策を探るとともに、新しい提案が受け入れられるか（現在の会計基準の問題解決が必要か）という問いかけであるといえる。しかし、DP で考えられている誠実な表現にもとづく新しい会計は、財務諸表作成者の判断の余地を広げるものとなることから会計処理が恣意的となる可能性や比較可能性の問題を内在させている。

その一方で、リスク管理を財務諸表において誠実に表現をするという論理は、これまで認識されなかった実務を認識する必要性を合理的に説明するという役割を果たすことで、恣意性や比較可能性といった問題を内包しているとしても、有用な情報たりうるという合意形成をはかるものとなっている。また、これま

で認識されなかった実務を認識する必要性は、実務からの要請にこたえらるとともに金融商品会計基準の複雑な実務をへらすための糸口とするという側面をもつとともに、「DPでは実務要請が幅広く取り込まれているため、欧州におけるカーブアウト項目の解消にもつながることが期待される⁴⁸」というように政治的な要素も含まれていると考えられる。

¹ IASB, *Discussion Paper, Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging*, April 2014, par. IN1.

(日本語訳「動リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」)

² IAS 第39号からおきかえられる IFRS 第9号の完成を急いだため、IAS 第39号改訂プロジェクトから切り離された。このことは、マクロ・ヘッジの問題が短期間で解決するものではないということの意味するとともに、金融危機対応として重視された内容ではないと考えられる。

³ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, par. IN13.

⁴ *Ibid.*, par. IN2.

⁵ *Ibid.*, par. IN5.

⁶ *Ibid.*, par. IN6.

⁷ *Ibid.*, par. IN7.

⁸ 「管理されるエクスポージャーの追加及び除去により時とともに変化する管理されるエクスポージャーで構成されているポートフォリオ。」と定義されている。(IASB, *Discussion Paper*, April 2014, A7用語解説)

⁹ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, pars. IN1-IN9.

¹⁰ *Ibid.*, par. 1.2.

¹¹ *Ibid.*, par. 1.8.

ヘッジ対象とヘッジ手段の1対1の指定が要求されていることやリスク・ポジションを純額で指定ができないことなどが問題とされている。

¹² *Ibid.*, par. 1.7.

¹³ IASB, IAS39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, April 2001, pars. AG114-AG132.

¹⁴ *Ibid.*, par. AG114.

¹⁵ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, par. 1.9.

¹⁶ *Ibid.*, par. 1.29.

¹⁷ *Ibid.*, par. 1.30.

¹⁸ 損益を通じて公正価値で測定される (FVTPL) ものとして処理される。

¹⁹ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, par. 1.32.

²⁰ *Ibid.*, par. 1.33.

²¹ *Ibid.*, par. 1.34.

²² *Ibid.*, par. 1.37.

²³ *Ibid.*, par. 1.38.

²⁴ *Ibid.*, pars.1.39-1.40.

²⁵ *Ibid.*, par. 1.41.

²⁶ *Ibid.*, pars.1.43-1.47.

²⁷ *Ibid.*, par. 1.50.

²⁸ *Ibid.*, par. 1.51.

²⁹ *Ibid.*, par. 1.52.

³⁰ この例は、PRA が管理されるエクスポージャー（金利リスク）が公正価値で測定されないことを示している。（パラグラフ2.2.4）

³¹ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, par. 2.2.4.

³² *Ibid.*, pars. 5.1.2-5.1.5.

³³ DP のパラグラフ5.2.2では、銀行がリテールと企業向けバンキングという2つのビジネス・ラインをもっている場合で、リテールバンキングの金利エクスポージャーのみダイナミックに管理している場合を例に説明がされている。この場合、リテールバンキングに含まれるすべての金利エクスポージャーがPRAの適用範囲となり、企業向けバンキングから生じる金利エクスポージャーは含まれないことになる。

³⁴ IASB, *Discussion Paper*, April 2014, pars.5.2.1-5.2.2.

³⁵ *Ibid.*, par. 5.2.3.

³⁶ *Ibid.*, pars. 5.2.4-5.2.7.

³⁷ *Ibid.*, par. 5.2.8.

³⁸ *Ibid.*, par. 5.2.9.

³⁹ *Ibid.*, par. 5.2.13.

⁴⁰ *Ibid.*, par. 5.2.15.

⁴¹ artificial representation（人為的に作り出された表現）は、意図的、意図的でないいずれの意味も含み、意図的でないとしてもリスク管理状況を誠実に表現するものではないという意味で用いられていると考えられる。

⁴² IASB, *Discussion Paper*, April 2014, pars. 5.2.14 and 5.2.16.

⁴³ *Ibid.*, par. 5.2.26.

⁴⁴ *Ibid.*, par. 6.1.2.

⁴⁵ *Ibid.*, par. 6.1.3.

⁴⁶ *Ibid.*, pars. 6.1.7-6.1.8.

⁴⁷ *Ibid.*, par. 5.2.5.

⁴⁸ 山中榮子「IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー『ダイナミック・リスク管理の会計処理』⑩」, 『週刊金融財政事情』, 3083号, 2014年8月4日・11日, 33頁。